



【ダイジェスト版】

潮来市男女共同参画基本計画

ひと
「男女にやさしい あったかあいまち いたこ」をめざして

～ 性別ではなく、その人らしい生き方が選択できるまちづくり ～



茨城県 潮来市

1. 計画の目的

男女がともに社会の対等なパートナーとして、互いに認め合い、ともに責任を担い、生き生きとその能力や個性を発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある社会の実現のために、潮来市が取り組むべき課題や施策を体系的に整理した「潮来市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2. 計画の理念・視点・目標

この計画では、潮来市における男女共同参画社会のめざすべき姿の基本理念を

「^{ひと}男女にやさしい あったかあいまち いたこ」をめざして
～性別ではなく、その人らしい生き方が選択できるまちづくり～

とし、より具体化するために6つの基本的視点と、7つの基本目標を掲げました。

6つの基本的視点

1) 男女の人権の尊重、女性に対する暴力の根絶

女性と男性が人間としての尊厳を重んじ、性差別の解消に向けて女性に対する暴力の根絶等をめざします。

2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女に直接的または間接的に不利益を与えたり、不公正な結果をもたらす地域社会等の制度や慣行のあり方を見直していきます。

3) あらゆる分野への男女共同参画

女性と男性が対等なパートナーとして、自らの意識で社会のあらゆる分野へともに参画できることが大切です。(2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、取り組みを促進する)

4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

一人ひとりが家庭を尊重し、相互の努力と協力により社会の支援を受けながら、家庭生活とその他の活動(仕事や地域活動)に平等に参画し両立できる、豊かで意欲の持てる社会づくりの視点を構築します。

5) 国際的協調の推進と理解

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員であることを認識し、国際的理解と協力をさらに推進する視点を持ちます。

6) 生涯にわたる健康と権利の尊重

女性も男性も、各人が互いの身体的特徴を十分に理解し、誰もが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができる権利を推進していきます。



7つの基本目標

1) 実現すべき家庭の姿

「男は仕事 女は家庭」の役割分担意識から、「男も女も仕事と家庭」といった家族的責任を担い合い、仕事と家庭生活や地域活動をバランス良く参画できる社会を構築します。

2) 実現すべき学校の姿

男女共同参画の意識の形成に大きな影響を及ぼす学校教育は、学校教育全体を通じて発達段階に応じた男女平等について学習し、人権尊重教育を推進します。

3) 実現すべき地域の姿

地域により男女平等の意識に違いがあることから、地域格差をなくし地域においても男女平等の風土を構築していくために、諸問題の解決や支援する環境づくりを推進します。

4) 実現すべき職場の姿

女性の社会進出による共働き世帯の増加に伴う働き方の見直しを図り、ワークライフバランスが充実し、仕事や家庭・地域生活において豊かな生涯を送れるよう推進します。

5) 国際社会への協調と理解の推進

国際化の進展に伴い、政治、経済、文化等あらゆる分野に国際化の浸透が見られることから、在住外国人とともに地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進します。

6) 市民と行政の一人ひとりの意識づくりの推進

男女共同参画社会の法整備や意識改革が進む一方で、依然として男女の固定的な役割分担意識も根強く課題が多いことから、更に多方面からの男女平等意識を推進していきます。

7) 推進体制の充実

整合性を持った事業推進を図り総合的かつ効率的に推進するために、市、市民、事業者、女性団体、NPO・NGO、その他の関係機関・団体等が連携した体制を構築します。

3. 計画の期間

長期的な施策の方向性を示した基本理念・基本的視点・基本目標については目標年度を平成32(2020)年とし、具体的な施策については、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度までの5年間とします。



4. 具体的な施策の体系図





5. 重点事業（リーディングプロジェクト）

潮来市の特性を考慮し、男女共同参画をより効果的に推進するために、市・市民・事業者が一体となって優先的に取り組むべき事業を、次のように定めます。

（1）観光の郷「いたこ」のまちづくり

古くから「潮来」は観光地として知られていることから、男女共同参画の視点での観光プロジェクトを組み、男性も女性もいきいきと輝く姿と潮来に住む人のクオリティを資源とし、事業展開を行います。

（2）地域でつくる男女共同参画プランと実施について

地域により、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることから、男女共同参画の視点で見直し、男女が共に責任を担う地域づくりのために積極的格差是正措置（ポジティブアクション）を行います

（3）男性にとっての男女共同参画社会づくり

男性にとっての男女共同参画社会の意義と責任を周知し、男女が共に豊かさを享受できるまちづくり事業を展開します。

（4）新たな取り組みを必要とする分野の男女共同参画の推進

最近における男女共同参画をめぐる社会情勢の変化から、これまでに掲げた分野以外の施策においても男女共同参画の視点に立った新たな施策を立案・実施する分野が求められ、新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画を推進します。

- | | | |
|-------|--------------|--------------|
| ①科学技術 | ②防災（災害復興も含む） | ③地域おこし・まちづくり |
| ④観光 | ⑤環境 | |

6. 計画の推進

広範多岐にわたる施策の整合性を持って効果的に進めるために、市役所内の推進体制を充実し、国・県・市民・事業者・民間団体等の連携を図り本計画を推進します。

潮来市「男女共同参画都市宣言」に関する決議



歴史と文化を育んできた美しい水郷のまち潮来

わたしたちは、男と女がともに共生し人権を尊重しあい、豊かで多様性のある地域社会実現のため、潮来市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1. 男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるまち「いたこ」をめざします。
1. 男女がともに、ひとりの人間として自立し、心豊かに生き生きと暮らせるまち「いたこ」をめざします。
1. 男女がともに、お互いの性と人格を尊重しあい、だれもがお互いを思いやる心をもつやさしいまち「いたこ」をめざします。
1. 男女がともに平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「いたこ」をめざします。

平成11年12月10日（制定）

平成16年12月12日（内閣府共催宣言都市奨励事業実施）



潮来市役所 秘書広聴課

〒311-2493 茨城県潮来市辻626
TEL. 0299-63-1111(代) FAX. 0299-80-1100
E-mail : info@city.itako.ibaraki.jp